

<2018年1月1日施行>

# 「ベトナム新刑法」の贈収賄・商業賄賂規制を踏まえた社内規程の策定・見直しと有事対応のポイント

●日 時● 2017年 12月 21日(木) 13:30 ~ 17:00  
●会 場● 東京・麹町『企業研究会セミナールーム』

◆開催にあたって

2017年6月のベトナム国会において「新刑法(改正刑法)」が承認され、2018年1月1日に施行されることとなっています。新刑法の増収賄に関する条文には、贈賄の対象者の範囲、処罰対象となる行為の明確化や、商業賄賂の導入をはじめとする注意すべき新たな内容が多く含まれており、ベトナムに子会社を持つ日本企業にとって、汚職による摘発リスク回避に向けた社内規程の策定・見直しが求められます。本講座では、新刑法の規制の内容を読み解き、増収賄事案に巻き込まれないための留意点、万が一の有事対応のポイントについて解説します。

■プログラム

I. ベトナム新刑法と贈収賄・商業賄賂規制の概要、旧刑法の贈収賄罪からの変更点

II. 増収賄に関する条文の解釈 <贈賄罪の規定(364条(抜粋))>

1. 職務、権限を有する者やその他の者またはその他の組織に、直接または仲介を通じて、贈賄者の利益のためにまたはその要請に応じて、職務、権限を有する者が何らかのことをするまたはしないよう、以下のいかなる利益であれ、贈るか贈ろうとした者は、2,000万ドン以上2億ドン以下の罰金3年以下の非拘束矯正または6月以上3年以下の懲役に処す。
- a) 金銭、財産その他の物質的利益が200万ドン以上1億ドン未満の価値を有する    b) 非物質的利益
2. 以下の場合のいずれかに該当する罪を犯したときは、2年以上7年以下の懲役に処す。    b) 職務、権限を利用した

- (1) 「贈賄者の利益のためにまたはその要請に応じて、職務、権限を有する者が何らかのことをするまたはしないよう」とは具体的にどういう意味か?  
(2) 「その他の者またはその他の組織」とは具体的に誰が含まれるのか?  
(3) 「贈ろうとした」とは具体的にどのような行為が含まれるか?  
(4) 200万ドン未満であれば一切処罰されないか? また、200万ドンの計算方法は?  
(5) 「非物質的利益」には具体的に何が含まれるのか?    (6) 「職務、権限を利用」とは具体的に何を意味するか?

III. 商業賄賂に関する条文の解釈 <364条6項>

外国公務員、公共国際組織の公務員、国有以外の企業、組織に職務を有する者に贈賄するか贈賄しようとした者も、本条の規定に基づいて処理される。

- (1) 「職務を有する者」とは?    (2) 私人間の適法な接待・贈答と違法な商業賄賂の分岐点は?

IV. 増収賄事案の訴追の実務 ~ 捜査をする際の検察側の関心事、外国人・外国企業の立件例・捜査の端緒など

V. 社内規程の策定・見直しのポイント ~ リスク回避に向け、盛り込むべき内容とは?

VI. ベトナム新刑法におけるその他の重要ポイント

- (1) 企業犯罪の導入(企業の定義、適用される犯罪、刑罰の内容)    (2) ビジネス上の犯罪に関する注意点

VII. 有事対応のポイント ~ 有事対応としての社内調査の留意点(特に海外拠点での調査において留意すべき事項)

■講 師 西村あさひ法律事務所 パートナー/弁護士 渋谷 卓司 氏

【略歴】慶應義塾大学法学部卒、ジュネーブ国際大学MBA修了。1992年から2010年まで検事。東京地検特捜部等で重大経済事犯、汚職等の捜査・公判に従事したほか、法務省刑事局(刑事法制課、国際課)、在ジュネーブ国際機関日本政府代表部で、OECD 外国公務員贈賄防止作業部会对日条約審査対応、国際捜査協力等の渉外業務に従事。2010年4月弁護士登録後は、危機管理弁護士として、国際カルテル対応、会計不正等の調査・当局対応、海外子会社等における不正調査・法的対処、贈賄防止体制構築支援等、企業が直面する様々な問題事象への対応をサポート。特にベトナム拠点での日本企業の危機管理案件、コンプライアンス施策については豊富な処理実績を有する。

●受講料●1名(税込み、資料代込)

正会員	32,400円	本体価格30,000円
一般	35,640円	本体価格33,000円

- お申込み後(開催日1週間~10日前までに)受講票・請求書をお送り致します。
- キャンセルは原則お受け致しかねますので、ご都合が悪くなった際は、代理出席をお願い致します。
- 催行人数に満たない場合、中止となる場合もあります。
- 申込書をFAXでお送りいただく際は、ご使用のFAX機の使用方法(0発信の有無など)をご確認の上、番号をお間違えないようご注意ください。

一般社団法人企業研究会 担当: 上島

E-mail kamijima@bri.or.jp  
〒102-0083 千代田区麹町5-7-2 麹町M・SQUARE2F  
TEL 03-5215-3516 FAX 03-5215-0951

企業研究会セミナー

検索

\*ホームページ(https://www.bri.or.jp)よりお申込みください。

171857-0302(※)		2017.12.21	
申込書 「ベトナム新刑法」の贈賄規制を踏まえた社内規程見直しと有事対応			
会社名	フリガナ		
住所	〒		
TEL		Eメール	
ご氏名	フリガナ	所属 役職	

\*お客様の個人情報、本研究会に関する確認・連絡、および当会主催のご案内をお送りする際に利用させていただきます。